

平成26年度に実施する調査

1. 基本精度管理調査（注1）

（1）模擬水質試料1（一般項目分析用）

項目：一般項目（COD、全窒素、全リン、TOC 及び pH）

分析方法：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年環境庁告示第59号）

ただし、TOCについてはJIS K 0102（工場排水試験方法）

選択理由：調査計画（計画期間における実施内容）（注2）に基づき実施する。

アンケート調査において、実施に対して多くの要望がある。

COD、全窒素、全リン及びpHの4項目については、水質環境基準として基準値及び測定方法が規定されている。

2. 高等精度管理調査（注1）

（1）模擬水質試料2（ノニルフェノール等分析用）

項目：ノニルフェノール、4-t-オクチルフェノール及びLAS（直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩）

ただし、ノニルフェノールについては、4-ノニルフェノールの13異性体を測定して、ノニルフェノールの濃度を求める（測定対象はノニルフェノールとし、異性体については参考値として報告する）。LASについては、C10-LAS～C14-LASを測定して、それぞれの物質及びLASの濃度を求める（C10-LAS～C14-LASの物質及びLASを分析対象とする）。

分析方法：ノニルフェノール及びLASは「水質汚濁に係る環境基準について」

（昭和46年環境庁告示第59号）

4-t-オクチルフェノールは、「要調査項目等調査マニュアル」

（平成22年10月環境省 水・大気環境局水環境課）

選択理由：調査計画（計画期間における実施内容）（注2）に基づき実施する。

平成25年度の調査結果を踏まえた追跡調査とする。

ノニルフェノール及びLASについては、最近、水質環境基準項目に追加され、基準値及び測定方法が規定されている。

4-t-オクチルフェノールについては、要監視項目として規定されている。

（2）模擬大気試料（揮発性有機化合物分析用）

項目：揮発性有機化合物（詳細項目及び参照項目）（注3）

詳細項目：ベンゼン、塩化メチル及びトルエン

参照項目：トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質（優先取組物質）8項目及びエチルベンゼン等の有害大気汚染物質等（優先取組物質以外）の32項目

分析方法：「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」

（平成9年環境庁告示第4号）

「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」

（平成23年3月環境省水・大気環境局大気環境課）

選択理由：調査計画に基づき実施する。

ベンゼンについては、優先取組物質（環境基準項目）であり、基準値及び測定方法が規定されている。

塩化メチル及びトルエンについては、最近、優先取組物質に追加されている。

参照項目については、優先取組物質として環境基準項目値又は指針値が設定されている物質を含む。

すべての項目とも「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」に規定されている。

（注1）「基本精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法等が規定されている測定項目に対する調査、

「高等精度管理調査」とは基準値、公的な分析方法が規定されていない（または規定されて間もない）又は高度な分析技術を要する等の測定項目に対する調査である。

具体的には、環境測定分析機関において分析の頻度が高い項目等を中心とした試料を優先的に実施する基本精度管理調査（1試料）、公定法の策定等を目的として試料を選定し実施する高等精度管理調査（1試料）、前年度の調査結果を踏まえた追跡調査を実施する必要がある場合又は緊急に調査を行う必要がある場合等において追加して実施する調査（1試料）としている。

（注2）平成23年度環境測定分析検討会において策定した「今後の環境測定分析統一精度管理調査のあり方について」（平成23年5月23日）による。

（注3）参照項目については、分析条件等の調査はせず、分析結果の報告のみとする。